

令和6年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和6年12月13日（金）午前11時00分～午前12時3分
- (2) 場 所：熊毛支庁第1会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) まあじに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (4) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
 - 報告事項について了承した。
- (5) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和6年度 第4回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年12月13日（金）午前11時00分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
森田 忠寛	漁業者・漁業従事者	出席
濱崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
川東 守昭	漁業者・漁業従事者	欠席
久賀 みず保	学識経験者	出席
久米 元	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 8

欠席 1

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 水産技師）	赤塚 麻美

令和6年12月13日午前11時00分開会

【開会】

○柳次長

皆さんこんにちは。

それでは定刻になりましたので、令和6年度第4回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、Web会議システムによる出席となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は8名の出席をいただいております。

皆様にお配りしております名簿は、9名となっておりますけれども、本日、川東委員の方から、体調不良のため欠席との連絡ありましたので、申し添えます。

熊毛海区漁業調整委員会事務規定第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は事務局として水産振興課 漁業調整係 小路口技術主査、漁業監理係 保科技術主査が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開催いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」計5件となっております。

それでは、開会にあたりまして、会長職務代理者の伊東委員がご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○伊東委員

それでは皆さんこんにちは。

本日はですね、師走の中でまたちょっと寒い中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今後とも、よろしくお願いいたします。

○柳次長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規定第4条第2号により、会長が欠けた際は、職務代理者が会務を総理することとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○伊東委員

はい。

それでは、座長務めさせていただきますので議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規定8条により、発言の際は挙手の上、私の許可

を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名してよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○伊東委員

それでは、今回は、森田委員と久賀委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

○森田委員，久賀委員

はい。

○伊東委員

議題１は「鹿児島県資源管理方針の変更について」事務局からの説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。

県庁水産振興課の保科です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは右肩上、資料１と書かれた資料をお手元にご準備ください。

座って説明いたします。

鹿児島県資源管理方針の変更についてということで諮問でございます。

めくっていただいて１枚目をお願いします。

１枚目に諮問文をつけております。

こちらを読み上げます。

水振第４３８号－２、令和６年１２月１３日（水産振興課扱い），熊毛海区漁業調整委員会会長職務代理者様、鹿児島県知事、鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）、このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第１４条第４項及び同条第１０項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

それではめくっていただいて１ページ目をお願いします。

県資源管理方針の変更についてというタイトルで資料作っております。

まず今回の変更理由ですが、大きく２つございます。

１つ目が、（１）にあります通り、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴いまして、県の方針の変更が必要になったというものです。

第２点目としましては、本県におきまして、令和７管理年度からですね、まいわし対馬暖流系群を、数量明示にて管理をするということを方針として決めておりまして、それに伴い、記載の変更を行いたいというものでございます。

それではそれぞれ具体的な内容について説明して参ります。

2 番の（１）、国基本方針の変更に伴う変更というものです。

まずこちらですね、令和 7 年 1 月からまだい日本海西部、東シナ海系群がですね、ステップアップ方式による TAC 管理が開始されます。

これを受けまして、国の基本方針での位置付けが、これまでは別紙の 3 だったものが、国基本方針の別紙の 2 に変更されます。

国基本方針とですね、県の資源管理方針が連動しておりまして、中段の表にあります通り、国別紙の 2 は県別紙でいう 1、国別紙の 3 番は、県の別紙でいう 2 番となっておりますので、これに伴い、県の別紙の 2 番目にこれまで記載されていたまだいを、県の別紙の一番、特定水産資源と書かれた方に移したいと、そういった必要が生じたというものでございます。

これによってですね、それぞれの別紙に書かれてる資源の数が変動しまして、別紙の一番がこれまでは、まあじ、から、かたくちいわしまでの 8 資源だったものに、まだいが加わって 9 資源、別紙の 2 番がかつおからきだいまでの 8 資源だったものが、まだいが抜けまして 7 資源、別紙 3 については、33 資源で変わらず、合計 49 資源ということになります。

表の下のみ印の 1 つ目に、まだいのステップ管理方式について簡単に記載しておりますので説明いたします。

ポツ 1 つ目ですが、まだいの日本海西部東シナ海系群の TAC 管理、（ステップ 1）。

これが、内容としましてはですね、令和 6 年の 1 月から始まったかたくちいわし、うるめいわし、これと同じ扱いになりまして、漁獲量の報告体制をまず整理しましょう、県内でどれだけ取れてるかを確実に報告いただきましょうという機会であります。

なので、各都道府県に漁獲可能量の配分ですとか、あとそれに基づいた採用停止命令というのは行われません。

また、これに伴ってどういった記載が行われるかというのがポツの 2 つ目ですが、こちらはですね、カタクチイワシ・ウルメイワシ同様にステップの一番ですので、書きぶりとしては統一されたものになります。

ただ、一部水産庁からですね追記した方がいいんじゃないかという助言をいただきましたのでそこらへんは変更させていただいております。

具体的な説明についてはあともって説明させていただきます。

それでは 2 ページ目をお願いします。

はい。

2 ページ目が変更内容の 2 つ目、（２）まいわし対馬暖流系群の記載についてということで、記載しております。

まいわしの対馬暖流系群自体はですね、令和 2 年から既に別紙の 1 に記載はされていたのですが、1）にある理由によって変更させていただきたいと思っております。

理由の 1 つ目が、まず令和 5 年 6 年共にですね、非常にまいわしが県内では豊漁でした。

これに伴いまして、県の方に与えられてる目安数量を大幅に超過した状況です。

この超過させたままでは、管理上よろしくないの、県の方から関係する漁協・漁業団体の方にですね、漁獲抑制に関する指導文書を出しました。

ただこの指導文書自体、法的な根拠を持たないものですので、やはり混獲で取れてしまったりとか、この文書自体を守るか守らないかというのが出てきてしまいまして、県内で公平な管理ができていないという状況が生じてしまいました。

またボツの2つ目にある通りですね、県内でこれだけ豊漁ということはですね、対馬暖流系群自体の資源量が非常に増えてるというような状況です。

なので、本県においても、その数量を具体的にもらったとしても、十分漁獲できる。そして管理ができるだろう。というような状況になってきましたので、矢印にあります通り、令和7管理年度よりまいわし対馬暖流系群の数量明示の管理を検討して水産庁に希望をしたというような状況です。

それではそれに伴いまして方針でこういった格好になるかというところの新旧対照表で説明いたしますので、3ページ目をお願いします。

少々字が小さくて恐縮なんですが、右側が改正前、現行の資源管理方針、左側が改正後、今回諮問させていただく変更後の方針の記載となります。

上から順に説明をして参ります。

まず改正後の方の日付ですね、改正日を今回入れております。

こちらの改正日については公告日を入れる予定となっております。

そして第1の1番、漁業の状況というところですが、これはこれまで平成30年の数字を入れていたんですが、直近の令和4年の数字に改めたものになります。

そして第8ですね2つ進んでいただいて第8、アンダーラインにあります、これまで別紙の1はまだいからうるめいわしまでだったんですが、今回まだいが加わりましたので別紙第1の9にまだい日本海西部東シナ海系群が加わったというところです。

それに伴いまして別紙の2の方が数字がいくつか変わっているのがアンダーラインの通り示しております。

そして2つ進んでいただいて、別紙の1-2、特定水産資源名、まいわし対馬暖流系群ですが、改正前の方がですね、第2の1がですね、鹿児島県まいわし漁業という記載になってます。

これはまいわしを漁獲する漁業全体で、同じ取り組みをしましょうという内容だったんですが、改正後の方ですね、一番、鹿児島県まき網まいわし漁業となっています。

これでまき網を得出ししているのは、本県の漁獲の8割以上はまき網が占めるものですから、まき網は得出しをして数量明示といった格好で書き分けているところです。

扱いとしてはですね(1)番の②にありますとおり、まき網は中まきと小型まき網が含まれますよということで明記しております。

4ページ目をお願いします。

はい。

4ページ目が、(2)漁獲量の管理の手法等というところがございます。

これまではアンダーラインの通り現行水準以上に漁獲量を増加させないという書きぶりだったんですが、まき網については、漁獲可能量で管理をいたしますので、漁獲量の総

量の管理という記載しております。

また改正後の（２）番の①②については、報告の日付をいつまでに報告するということを明記しておりますが、これは既存のあじさばと同様の内容となっております。

またその下、改正後の２番ですね、鹿児島県その他のまいわし漁業、これはまき網以外のすべての漁法をこちらで定義づけておりまして、漁獲可能期間ですとか、あとは報告の期日について定めておりますが、特に（２）漁獲量の管理の手法等を見ていただきますと、管理手法については、その他漁業については現行の水準以上という現行水準の書きぶりをしております。

そして下の方に移っていただいて、第３ですね、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準というところです。

こちらはあじさばと全く同じ書きぶりになっておりまして、かいつまんで説明しますと、直近前々年度までの３ヵ年の平均値の比率でまず、まき網とその他漁業を案分しますと、そして、国からの追加配分があった場合はその当初の案分比率で案分します。

そしてまたの部分の段落ですが、他県等の融通があった場合は、あらかじめ鹿児島・熊本海区のほうに意見を聴いて定めた方法で、他県と案分の変更しますよということを記載してございます。

それでは５ページの方をお願いします。

５ページの方にですね別紙１－７のかたくちいわし、別紙１－８のうるめいわしの変更点を、アンダーラインつきで記載しております。

こちらは冒頭申し上げました通り水産庁の方からですね、追記してはどうかという助言がございましたのでそれに対応した内容となっております。

内容としましてはすごく一般的な県の漁業調整規則を遵守するということ、そして各漁協さんで策定いただいている、県の資源管理協定の策定を促進しようといったことを記載してございます。

６ページ目をお願いします。

６ページ目の改正後の方をご覧ください。

こちらに新たに特定水産資源となりますマダイの記載をしてございます。

内容としましてはですねかたくちいわしとうるめいわし、ほぼ同様のことを記載しておりまして、特出して説明するとすれば、第５、その他資源管理に関する重要事項ですね。こちらの方にステップアップでの管理を行いますということを明記してございます。

７ページ目以降がただいま説明した新旧対照表溶け込み版となっておりますので、後もってご確認いただければと思います。

それでは資料２ページの方にお帰りください。

資料２ページの網掛けの３番、今後の手続きというところです。

１２月上旬に鹿児島熊本奄美それぞれの海区委員会を諮問いたしまして、それぞれ答申いただいた後に、１２月１８日までに、農林水産大臣へ変更承認申請を提出しようと思っております。

その後１２月下旬に、まずは県のホームページにて公表を行いまして、おって、県の広報でも公表しますが、それによって変更に係る手続きは終了。

そして１月からまあじ・さば類・いわし類、まだいの令和７管理年度が開始されるとい

う手続きとなっております。

ただいま説明申し上げました方針につきまして、今後水産庁とのやりとりですね、体制に影響しないような軽微な修正等については、事務局に一任とさせていただければと思います。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○伊東委員

ただいま説明が終わりましたが、この件に関してご意見やご質問等はございませんか。

○稲盛委員

はい。いいですか。

○伊東委員

はい。稲盛委員。

○稲盛委員

まだいの件についてですね。

1 ページに、一応、各都道府県、米印の一番目に、各都道府県の漁獲可能量の配布や、採捕命令を行わないと。

2 番目に、かたくちいわしとうるめいわしの記載を、これは、これと同じような記載方法になるのかなっていうの質問ですけども、具体的にはその何トンの移すとかそういう表現なのかなっていうのもちょっと聞きたいんですけども。

○伊東委員

お願いします。

○保科技術主査

はいご質問ありがとうございます。

まだいの漁獲可能量の記載について質問でございました。

具体的にはですね、すいません次の議題の方でまた説明をさせていただくんですが、やはりかたくちいわし、うるめいわしと同様に、ステップアップ方式のステップ1 ということで、系群全体で何トン。

そして、その内数というような書きぶりで、国からは、数量明示されております。

なので鹿児島県でどれぐらいというわけではなくて、このまだい日本海西部東シナ海系群用いる資源として利用する都道府県で、何トン、その内数というような記載となっております。

以上です。

○稲盛委員

ありがとうございます。

今のは県じゃなくて系群全体でいくらっていう、表記になるということですか。

○伊東委員

説明をお願いします。

○保科技術主査

はい、おっしゃる通りです。

○稲盛委員

わかりました。ありがとうございます。

○伊東委員

稲森委員それでよろしいでしょうか。

○稲盛委員

はい。

○伊東委員

他にご意見、ご質問等ございませんか。

議題1は鹿児島県資源管理方針については、原案の内容等の通り定めることを適当として答申してよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○伊東委員

意義なしということであります。

それではそのように答申することに決定します。

議題2、次にまあじ・まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部東シナ海系群に関する令和7年管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について、事務局からの説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。

それでは右肩上資料2と書かれた資料に基づきまして説明をいたします。

めくっていただきまして、1枚目に、こちら諮問事項ですので、諮問文をつけております。

読み上げます。

水振第 537 号一2、令和 6 年 12 月 13 日（水産振興扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長職務代理者様、鹿児島県知事、まあじ・まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びまだい日本海西部東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）、このことについて、別紙 1 のとおり、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取り扱いとしたいので、同条第 5 項において準用する第 2 項に基づき、貴委員会の意見を求めます。それではめくっていただいて 1 ページ目をお願いします。

右肩上別紙 1 と書かれた資料となっております。

表題にあります、まあじからまだいまでの 5 業種についてですね、農林水産大臣から都道府県漁獲可能量の当初配分の通知がございました。

これを受けまして、先ほど説明申し上げました、県の資源管理方針に基づき、知事管理区分にそれぞれ配布したというものでございます。

それでは 1 つずつ業種ごとに説明をして参ります。

2 番の（1）、まあじ、まず、本県に配布された都道府県別漁獲可能量は 2900 トンとなっております。

これをですね、県の資源管理方針の方に記載があります、概ね 9 割の当該年度の前年度までの 3 年間の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれ知事管理区分に按分し、残り概ね 1 割を県留保にすると。

このルールに基づきまして、1 ページ一番下の参考にあります、表の令和 3 から令和 5 年までの平均の比率、それぞれをかけまして、算出したのが、③の知事管理漁獲可能量の設定の表となっております。

まず、県のまき網まあじ漁業これが、比率は 73.5%となっておりますので、かけ合わせて 1900 トン、その他のまあじ漁業としましては、26.5%でしたので、現行水準目安数量 700 トン、そして県の留保枠 300 トンという設定をさせていただきたいと考えております。

続いて 2 ページ目をお願いします。

2 ページ目が、（2）、まあじ・まいわし対馬暖流系でございます。

本県に配分された都道府県別漁獲可能量は 3600 トンでした。

こちらの②に記載のあるルールでそれぞれ算出をいたしますと、まき網まいわし漁業が 86.1%でしたので、2800 トン、その他のまいわし漁業が 13.9%でしたので、現行水準目安数量 450 トンの、県留保 350 トンとさせていただきたいと思えます。

（3）番のカタクチイワシ対馬暖流系群ですが、こちらがですね、ステップアップ方式の管理の最中でございまして、令和 6 年 1 月から始まったものですが、当初の想定ですと、1 年後の令和 7 年からはですねステップの 2 に入るというような想定がされていたんですが、まだ突発的な漁獲に対する対応が十分検討できていないという理由から、ステップ 1 の管理をもう 1 年継続するということになりました。

ですので、引き続き、県の方にはですね、系群全体で 5 万トンの内数という数字が与え

られまして、これを知事管理区分に全量を配布するという事で、系群全体で5万トンの内数ということになるんですが、県としても、5万トンの内数という表示をすることとなります。

3 ページ目をお願いします。

3 ページ目の(4)番、うるめいわし対馬暖流系群ですが、こちらも同様にステップ1を継続するという事になりまして、系群全体で4万6000トンの内数。

ただ、県としての表示も、鹿児島県うるめいわし漁業で4万6000トンの内数というような表記となります。

そして(5)番、令和7年1月から新たに開始されますまだい日本海西部東シナ海系群ですが、こちら系群全体で5万9000トンの内数という数字を与えられていますが、県としましても、まだい漁業で5万9000トンの内数というような表示となります。

今後の予定ですが、関係漁業調整委員会の諮問を行いまして、答申をいただいた後、農林水産大臣の承認を得て、県ホームページ、県公報により公表するという予定となっております。

4 ページ目をお願いします。

4 ページ目に別紙の2をつけております。

こちらがまあじ・まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてというんですが、6月に諮問いたしましたサバと同じようなルールとなっております。

背景としましては、他県等との柔軟なやりとりをですね、より迅速に行いたいというものでございまして、その具体的な取り扱いについて、2-2、記載のある通りとさせていただきたいというものでございます。

まず具体的な取り扱いの(1)番、本県への追加配分、または他県からの融通を受ける場合ということでございます。

こちらはですね本県が、本県の漁獲可能量が増える場合の取り扱いとなっております、当初の漁獲可能量を案分した比率、これをそのまま用いて、追加配分された数量を配分させていただきますというものでございます。

(2)番、他県等へ融通する場合、これはすなわちですね、本県の漁獲可能量を減らし、他県にその数字を渡すという場合の取り扱いでございます。

こちらにつきましては、配分を受けるものの合意があった場合、この、まあじ、まいわしで言いますと、配布を受けるのはまき網の業者さん、漁業団体となりますが、そちらの合意が見られた場合、合意があった分の数字を減らしまして、県の留保枠に移し替えその後農林水産大臣に届け出て融通を行うというような取り扱いをさせていただきたいと思っております。

それぞれ(1)(2)の扱いをした場合はですね、(3)番の通り海区委員会へ報告させていただきたいと思っております。

具体的に申し上げますと、県ホームページ、県公報により、遅滞なく公表を行います。

そしてその後、変更後に開催される鹿児島及び熊毛海区漁業調整委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

最後、3番その他ですね、ただいま説明しました具体的な取り扱い以外での変更を行う場合についてはですね、鹿児島及び熊毛海区のほうに事前に意見を聞いて変更を行う。というふうにさせていただきたいと思います。

説明としては以上です。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご意見やご質問等ございませんか。

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

はい。

ご説明ありがとうございました。

まず1つお伺いしたいんですけれども、かたくちいわしのところの説明で、そのステップ2に入る前にもう1年様子を見るというお話でしたけれども、この対応はうるめいわしの方では適用されないのかということをお伺いしたいです。

○伊東委員

事務局の説明を求めます。

○保科技術主査

はい。

ありがとうございます。

すいません。

自分の説明が片手落ちで申し訳ありませんでした。

3ページの(4)にある、うるめいわし、こちらについてもですね、かたくちいわしと同様に、まだ突発的な漁獲への対応への検討が十分ではないという理由から、ステップ1をもう1年継続するということになりました。

すいません。説明がもれておりました。

○久賀委員

わかりました。

ありがとうございます。

続いてもう1つなんですけど、ステップ2に入る前の1年様子を見るということなんですけど、この1年っていうのがそれで十分かっていうような議論っていうのはなかったのかっていうことをちょっとお伺いしたいです。

○伊東委員

お願いします。

○保科技術主査

はい。

ご質問いただきました通りですね、やはりいわし類、突発的な漁獲が非常に波がある魚種でございます。

なので、水産庁としてもですね、どうすればこの突発的な対応ができるか、例えばそのかたくちいわしがプレスして最後停止になりました。

ただまいわしとうるめいわしは獲れますといった状況で、全くその、まき網自体がすぐ操業できないことも想定されるんですが、それに対して、どう評価していくか、今の資源評価自体が2年前の結果を使って進めているものですから、それをどうカバーするかという検討をしないといけないと。

それが1年で済むかどうかというのは、実はまだ議論はされていないので、まずは1年ずつ様子を見てということで、今回1年が延ばされたというふうにこちら認識をしております。

具体的にステップ2にいつ入るかという議論は、実はまだなされていない状況です。以上です。

○久賀委員

わかりました。

ありがとうございます。それはもうまだいに関しても同じような対応でいくということなんでしょうか。

○保科技術主査

はい。

ありがとうございます。

まだいについてです。

まだいがですねまた少し特殊な魚種となっております、というのはいわゆる遊漁の方、一般の方が非常に多く利用される魚種となっております。

現在ですね遊漁の漁獲量ってのはほぼわからない状況です。

これをいかに把握していくか、どれくらい漁業に影響があるかというのを把握していくのも、並行して考えていかなければならないので、おそらかたくちいわし、うるめいわしよりは、進捗が遅くなるのではないかというふうにこちらとしては考えております。以上です。

○久賀委員

わかりました。

このまだいに関しても他の魚種もそうですけど、今これ系群全体での量しかわかっていなくてここから県に配分されるわけですね。

それが直近3年間の平均で案分されるっていうことなんですよ。

いずれにしろ、足りない、足りないってことがないように、きちんと枠を取っていくっていうことが大事なかなと思うので、ぜひ検討に関しては十分、時間をかけてですね適切

な配分をしていただきたいなというふうに思いました。
以上です。

○保科技術主査

ありがとうございます。

委員おっしゃる通りですね、いかに漁業現場を止めずに管理していくかというのが重要となっております。

資源管理自体をすることが目標ではなくて、資源が増えて漁業者さんがちゃんと儲かるということが最終ゴールですので、県も漁師さんの意見を吸い上げて、国と交渉等をしていきたいと思います。

引き続きよろしくお願いします。

○伊東委員

久賀委員それでよろしいでしょうか。

○久賀委員

はい。

ありがとうございました。

よろしくお願いします。

○伊東委員

他にご意見ご質問等ございませんか。

議題２はまあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等については、原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。

○委員一同

はい。

○伊東委員

それではそのように答申することに決定をします。

次に議題３「まあじに関する令和６管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について」、事務局からの説明をお願いします。

○保科技術主査

はい。

それでは、右肩上資料３と書かれたものに基づきまして説明をいたします。

こちらは報告事項となっております。

1 枚めくっていただきまして、まあじに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の運用についてということでございます。

まず今回報告の内容については一番の変更理由のところにありますとおりですね、このまあじを利用する関係者、こちらの合意に基づきまして、国の留保枠から追加配分をいただいた、その追加配分に対して、知事管理漁獲可能量それぞれ案分して変更したというものでございます。

内容については 10 月の 15 日に県の広報にて告知済みとなっております。

2 番、県に配分された漁獲可能量ですが、今回 500 トンが新たに追加されました。

これによりまして変更前が 3800 トンだったものが、4300 トンになったというものです。

3 配分方法ですが、こちらは県の資源管理方針に基づきまして、当初の漁獲可能量を案分した比率を用いて案分しました。

その結果、(2) の変更案の表にありますとおり、県まき網まあじ漁業については 2800 トン、県その他のまあじ漁業については現行水準、目安数量が 1070 トン、県の留保枠は 430 トンとなったような状況です。

なおですね、この 4300 トンに対して現在の漁獲状況ですが、おおよそ 2600 トンほど、今、獲れてまして消化率は 61%ほどとなっております。

説明としては以上です。

○伊東委員

ただいまの事務局から説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

それではご意見もないようですので、この件は終了いたします。

次に議題 4「漁業法第 90 条に基づく資源管理状況等の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

○小路口技術主査

漁業調整係の小路口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは資料の 4 をご覧ください。

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況の報告について説明させていただきます。

この報告はですね、漁業法改正により、新たに加わった報告でして、一昨年から当委員会の方へ報告させていただいております。それでは、1 ページをお開きください。

まず 1 資源管理の状況の報告についてです。

漁業法第 90 条第 1 項に基づきまして、漁業権者は、1 年に 1 回以上、漁場の活用状況を知事に報告しなければならないとされております。

知事は漁業法第 90 条第 2 項に基づきまして、海区漁業調整委員会に対し報告を受けた事項を報告すると定められております。

続いて 2 番、報告の内容についてです。

法令で定められている事項、法律の本文であるとか、あと省令の方ですね、これら記載のことが報告するよう定められております。

今年度報告を求めた内容として、3 番をご覧ください。

まず、報告の対象としましては、県内すべての漁業権者の方々に報告をいただいております。

ます。漁協さんであったり、個別漁業権であれば、個人の会社さん、または個人に報告をいただいております。

報告の対象期間としては、直近の事業年度1年間、報告の様式は水産庁の様式例をもとに当課作成の様式で報告をいただいております。

今年度に関しましては、依頼は6月3日に文書をお送りさせていただいております、7月26日、約2ヶ月間ほどですね、期限を設けて報告をいただいている状況です。

2ページ目に関しましては、根拠法令、今説明いたしました根拠法令を参考に載せております。

具体的な報告に関しては、3ページと4ページとなっております。

基本的にですね、今年度は他の海区の漁業権の分を含めまして、すべての漁業権者の方からご報告をいただいております。

基本的にはすべての漁協さんの方ですね、漁場を適切かつ有効に利用しているという状況でございます。

4ページの方、区画漁業権に関しまして、種子島のトコブシの地まき養殖に関しましては、近年実績がないということでご報告をいただいております。

近年、行使していないという状況ですので、状況もお聞きをしながらですね、次回の区画はどのような形で免許がいいのかっていうのはまた検討していきたいと考えております。説明は以上になります。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○稲盛委員

いいですか。

○伊東委員

はい。

稲盛委員どうぞ。

○稲盛委員

はい。

漁業法は改正されて、報告が必要だったということですね、各漁業権者の方の報告はごたごたしているのではないかと。

提出状況については提出期限が決められてるんですけども、その辺りは、もうとどこおりなくというか、スムーズに報告がなされてるっていうことでよろしいでしょうか。

○伊東委員

事務局説明を求めます。

○小路口技術主査

はい。ご質問ありがとうございます。

一応その２ヶ月の間にですね、すべての報告を実はいただいたわけではなくて、それ以上の期限、期限を過ぎてからですね、ご報告をいただいている分ってのはございます。

中にはですね、ちょっと記載ぶりで空白というかですね、こちらからどういう形ですかとお聞きをしたような内容もございます。

なので、この時期にちょっと委員会の方にですね、ご報告をさせていただいているという状況です。

やはりですね、ここはちょっと担当の意見になりますけども、改正漁業法もですね、様々な報告、これまで漁協さんなりが課されている報告っていうのが非常に多くありましてさらに新たに加わったものってなるとなかなか業務的にですね、厳しいところっていうのはあるかと思いますです。

これ内部の方ですね、検討を進めているところなんですけども、スマート水産業の推進ということがございまして、漁協さんがですね、電子的に産地市場の情報をですね、水産試験場であったり国の方に報告する体制整備を今進めているところでございます。そういったものに関しましては報告をいただいているのであれば同じ情報をですね、２回ご報告いただかなくて済むようにですね、もう電子的に報告すればそれで変えましょうというような方向性は考えているところでございます。

その仕組みづくりをまずやっていこうというところですので、少しでもですね、漁協さん等の報告のですね、手間が軽減されるような方向性で進めていきたいと考えているところです。

ただ、区画漁業権についてはですね、なかなか個社ごとのですね、生産状況というのがございますので、そこに関してはなかなかスマート水産業というのはちょっと当てはまらないところがあるんですけども、また情報をですね、他の県の状況とかも踏まえながらですね、進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○稲盛委員

ありがとうございます。

○伊東委員

よろしいでしょうか。

○稲盛委員

はい。

○伊東委員

それでは他にございませんか。

それでは、他にないようですので、この件は終了します。

次に、議題５「令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」、事務局からの説明をお願いします。

○赤塚水産技師

それでは、事務局からご説明させていただきます。

資料は右上に資料 5 と書いたものでございます。

こちらの回答結果は、昨年度 6 月に当海区委員会で、諮られた 3 課題の要望内容について、今年の 5 月 17 日に全国漁業調整委員会総会において他地区の提案議題とともに諮られて、7 月 10 日に関係省庁に対しまして、要望活動が行われました。

今回お示ししている回答については、全国漁調連会長から、各海区委員会会長へ今年度の要望活動に係る結果ということで、ご報告があったものでございます。

本海区より要望した 3 件の項目は、右肩に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。こちらが昨年度委員会で諮られた議題となっております。参考資料 1 ページを開きください。ページの真ん中付近に 2 提出議題案に記載のある 3 点が要望事項となっております。

要望事項 1 つ目は、「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について」、2 つ目は、「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」、3 つ目は、「太平洋クロマグロの資源管理に伴う経営安定対策の推進について」となっておりました。いずれも、他地区の要望と併せて、全漁調連の要望として、取り入れられているという形になってございます。

資料 5 に戻っていただきまして、

お手元の資料 5 の 2 ページを開き下さい。

こちらには、全漁調連の要望事項及び要望先の一覧となっています。

ページをめくっていただきまして、4 ページから 38 ページが要望事項とこれらの要望にかかる各回答の内容でございます。

要望にかかる各回答について、ご報告いたします。

4 ページを開きください。

左側が要望項目、右側が要望に対する水産庁等の回答となっております。全体としては、のちほどお目通しをいただきたいと思いますが、本県から要望した内容が入っている項目についてだけ、ご説明いたします。

7 ページを開きください。

「Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について」の「1 クロマグロ資源の適正利用」については、水産庁としては、我が国漁業者の間に増枠に対する強う要望があると承知している。我が国としては最新の資源状況に応じた増枠ができるように交渉に当たる考えです。という回答でございます。

8 ページをご覧ください。

クロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015～2022 年の 8 カ年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。との回答でございます。

10 ページをご覧ください。「2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置」については、水産庁は、平成 29 年度から令和 2 年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術

開発を実施したところである。

また、平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲会費機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成 30 年度補正予算においては、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置をとったところである。さらに、令和 5 年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を 2 倍に引き上げたところ。また、平成 31 年度当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置している。との回答でございます。

次に、13 ページをお開きください。

「Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について」の「1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整」というところで、②で一方向的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立ち会いを行い、漁業者間の協議が十分に行われるよう対応してまいりたい。との回答でございました。

次に、1⑦ページをお開きください。

「5 沖合（指定）漁業の操業秩序の確立」というところでは、大臣許可漁業については、全許可線への「衛星船位測定送信機（VMS）」の設置・常時作動等を義務づけてきたところである。

引き続き VMS を有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。VMS では対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。

また、違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準」に基づき厳正に対処している。との回答になっております。

次に、26 ページをお開きください。

「Ⅴ 外国漁船問題等について」の「2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理」の④に日中暫定水域における操業条件の部分が入っております。

水産庁の回答としては、日中暫定措置水域及び北緯 27 度以南水域における中国漁船の操業については、まずは、原稿の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。との回答です。

28 ページをお開きください。

「3 外国漁船の取り締まり強化と漁業者の安全の確保」では、水産庁では、令和 2 年から令和 4 年にかけて漁業取締船 2 隻を大型化するとともに 2 隻を増隻し計 46 隻の漁業取締船で関し・取締活動を行っているところ。また、令和元年から本年度までの 5 カ年で職員を増員している。

外国漁船の取締に当たっては、違法操業を防止するため、違反が頻発する海域・期間に重点的に漁業取締船を配備し、監視・取締活動を行っている。との回答でございました。

説明は以上です。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

それでは、意見もないようですので、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので議事を終了いたします。

その他皆さん方からご意見、ご質問等ございませんか。

○久賀委員

すいません。

○伊東委員

はい。

久賀委員どうぞ。

○久賀委員

すいません。

先ほどのご報告にもあつたりするクロマグロの件なんですが、もしご存じでしたら県の方で何かご存じでしたら教えていただきたいんですけども、先日クロマグロのTACの枠が増枠になりましたけれども、それによって、鹿児島県の資源管理の方に具体的な影響があるのかという、その見通しはどうかということをちょっとお伺いしたいです。

特に鹿児島県は特にこちらの海区はそうですけれども、定置網のくろまぐろの資源管理がやっぱり待ちの漁業なので、とても非常に難しいのがありますし、その状況はまだ続いているかと思うんですが、その具体的な枠の増枠みたいなことがですね、何か見通しとしてあるのかっていうことを教えていただきたいんですけどよろしくお願いします。

○保科技術主査

はい。

水産振興課 保科です。

ご質問ありがとうございます。

くろまぐろの件、新聞等の報道でご覧になられたかと思うんですが、鹿児島県としては過去実績を上回る量の配布、県全体への配分がなされております。

これをもってですね、また議題の方で説明しました県の資源管理方針に基づいて案分していくことになろうかと思うんですが、現在鹿児島県はですね実は大型魚の、特に定置網等がですね6月には採捕停止命令になるような、そしてその命令が解除されるのが2月ごろ、もうほぼ1年のうちの8ヶ月から10ヶ月ぐらいは採捕停止になってるような状況でございました。

ただこれがですね、過去実績以上に配分をいただく、つまり、過去はですね、当初配分では足りず他の県からたくさんいただいて、最大実績をしていたんですがこれをはるかに上回る量をいただいておりますので、採捕停止命令自体の発出が、おそらく頻度的には少なくなるんじゃないかと期待しております。

ただ採捕停止命令期間中、例えば夏場ですとか、取れてる間は漁師さんにはもう放流していただいているんですが、その放流量がどれぐらいかってのは実際見通せておりませんので、今よりは採捕停止命令がかかりにくくなるかとは思いますが、どれぐらいもつかないのはちょっと心配なところであります。

ただ、基本としては非常に豊富な量をいただいておりますので、今よりは皆さんに苦労はかけないんじゃないかと考えております。

以上です。

○久賀委員

わかりました。

ぜひ、明るい見通しであることを期待します。

ありがとうございます。

○伊東委員

他にご意見等ございませんか。

○稲盛委員

よろしいでしょうか。

○伊東委員

はい。

どうぞ。

○稲盛委員

先ほどこっちと議題4のところで、資源管理の状況の報告について、いろいろ回答いただきまして、スマート漁業とかですね結構聞きたかったことも答えていただいたなと思っております。

ありがとうございました。

それで、各漁協も、人員削減だとか、かなりマンパワーを限られてる状況なんですけれども、そういったスマート漁業を進めるにも機器整備とかですね、財源が必要じゃないかなと思います。

これは必要な予算の確保をぜひお願いしたいと。

これ要望ですけれども、おそらくいろいろまた機器も整備しないといけないのかなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○小路口技術主査

先ほどご要望ということで、一応ですねスマート機器に関してはまず漁業者さん向けのスマート機器の補助事業っていうのが水産庁の事業でございます。

それは県内の方で今導入というかですね、利用を各出先機関を中心にですね、支援をさせていただいてる状況です。

市場ですね、販売システムの情報を水技センターの方に送信をするっていうのは、もう平成8年ごろからですね、もう整備を進めておりまして、もうほぼ、多くの漁協さんの情報は水産試験場の方にですね、飛んでいるような状況です。

今度はですね、この資源管理状況等の報告であるとか、TAC報告にですね、利用するにはですね、国の方のさらに水揚げデータベースと言われるシステムの方に送信をする必要があると考えています。

今、ここの部分をですね、まさに漁業者さん一人一人がですね、情報を判別する漁業者IDというのを、今、整理を進めている状況ですので、ここに関しては何か漁協さんに新たなお金が発生するっていうのは想定はしていないんですけども、例えば、水技センターのなんですね報告の体制から外れているような漁協さん、一部ございます。

そこに関しては新たにですね、データを送信するような支援ってのはですね、ちょっと考えていけないといけないのかなあとは、思っております。

システム改修という話になってきますので、現時点ではですね、もうこのシステム改修に係る補助っていうのは、令和2年からですね令和4年ぐらいですかね、水産庁の事業であったんですけども、この事業終わっておりますので、現時点においては何かそのシステム改修を行う補助っていうのは、ございませんので、県内ですね、進捗等を見ながらですね、ちょっと検討、何か使える補助金がないのかっていうのは検討していくのかなあと思っているところです。

以上でございます。

○伊東委員

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○稲盛委員

はい。

よろしくお願いします。

○伊東委員

その他として事務局の方から何か説明ございますか。

それでは、他にないようですので、私の役目を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第4回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和6年12月13日午前12時3分閉会